

アメリカの連邦議会議員のインサイダー取引を禁止する STOCK 法 —政治倫理規定の強化—

海外立法情報課 廣瀬 淳子

【目次】

はじめに

I インサイダー取引規制法制と法案審議の論点

1 インサイダー取引規制法制

2 法案の課題と論点

II STOCK 法の概要

おわりに

はじめに

最近の世論調査では、連邦議会に対する評価が史上最低を記録している⁽¹⁾。これまでも議員が株取引によって高い利益を得ていることが指摘されていた⁽²⁾が、最近議員のインサイダー取引に関する本⁽³⁾が出版されたことや、2011年11月13日のCBSテレビの番組でベイナー (John Boehner) 下院議長やペロシ (Nancy Pelosi) 前下院議長の株式投資などが取り上げられたことなどから、議員のインサイダー取引規制があらためて課題となった。

連邦議会議員を含めて、一般に、インサイダー取引については、これまで明文の禁止規定は法律に存在せず、一般的な詐欺禁止 (anti-fraud) 条項等で規制されてきた。

議員のインサイダー取引を禁止し、資産公開等に関する規定を拡大する STOCK 法案⁽⁴⁾ (Stop Trading on Congressional Knowledge (STOCK) Act, S.2038) は、2012年2月2日に上院を賛成96、反対3、2月9日に下院を賛成417、反対2で通過した。下院では、上院通過法案に修正が加えられた。3月22日に上院が下院通過法案に全会一致で同意し、2012年4月4日大統領の署名を経て成立した (P.L.112-105)。

議員のインサイダー取引の規制についてはこれまでも課題となっており、2006年には下院民主党のルイーザ・スローター (Louise Slaughter) 議員が最初の STOCK 法案⁽⁵⁾を提出した。また、2007年と2009年にも同種の法案⁽⁶⁾が提出されたが、いずれも成立しなかった。第112議会 (2011-2012年) においては、今回成立した上院法案のほか、民主党ティモシー・ワルツ (Timothy J. Walz) 議員が下院に STOCK 法案 (H.R.1148) を提出していた。

2012年1月24日の一般教書演説の中でオバマ大統領は同法案の成立を強く支持しており、この法案が政治への国民の信頼回復への手段となると述べていた。また、オバマ大統領は署名に際して、この法律は第一歩であり、ワシントンに対する国民の信頼を回復するため、今後とも

(1) Jeffrey M. Jones, "Congress' Approval Poised to Be Lowest in an Election Year," September 14, 2012. <<http://www.gallup.com/poll/157475/congress-approval-poised-lowest-election-year.aspx>> 以下、インターネット情報は、2012年9月28日現在である。

(2) Alan J. Ziobrowski et. al., "Abnormal Returns from the Common Stock Investments of the U.S. Senate," *Journal of Financial and Quantitative Analysis*, Vol. 39, No. 4, December 2004, pp.661-676.

(3) Peter Schweizer, *Throw Them All Out: How Politicians and Their Friends Get Rich Off Insider Stock Tips, Land Deals, and Cronyism That Would Send the Rest of Us to Prison*, Houghton Mifflin, 2012.

(4) 提出者は、無所属のジョセフ・リーバーマン (Joseph Lieberman) 上院議員である。

(5) H.R. 5015, 109th Congress, Stop Trading on Congressional Knowledge Act.

(6) H.R. 2341, 110th Congress, Stop Trading on Congressional Knowledge Act; H.R. 682, 111th Congress, Stop Trading on Congressional Knowledge Act.

連邦議会と協力していくとしている。

I インサイダー取引規制法制と法案審議の論点

1 インサイダー取引規制法制

インサイダー取引は、証券取引における不正の大きな部分を占めている。近年特に連邦証券取引委員会（SEC）による摘発が急増し、摘発される事案の規模も大きくなる傾向が指摘されている⁽⁷⁾。

アメリカの連邦法制上、インサイダー取引については明文で定義されていない。また、明文での禁止規定も存在しない。これまで SEC によるインサイダー取引の規制は、一般的な詐欺禁止を規定する 1934 年証券取引所法⁽⁸⁾第 10 条 b 項（合衆国法典第 15 編第 78j 条 b 項）と、これに基づく SEC 規則 10b-5⁽⁹⁾で規制されてきた。また司法省では、連邦郵便詐欺⁽¹⁰⁾及び電信詐欺⁽¹¹⁾規定でも摘発してきた。具体的にどのような行為がインサイダー取引に該当するかについては、連邦最高裁判所等の判例によってきた。

1960 年代からインサイダー取引を規制する判例理論⁽¹²⁾の中心を占めてきたのが、信任原則（fiduciary principle）を中核とする古典的理論（classical theory）である。典型例として、企業の幹部や従業員等が、重要な未公開情報

（material, nonpublic information）に基づき当該企業の株式を売買する取引に適用される。企業の株主と企業での地位に基づいて情報を入手した企業のインサイダーとの間には、信任と信頼の関係が存在するため、このような情報に基づく取引は、証券取引所法第 10 条 b 項の詐欺的戦略（deceptive device）とみなされる⁽¹³⁾。典型的なインサイダーではない者に対しても、1980 年及び 1983 年の最高裁判例⁽¹⁴⁾で、信任原則によりインサイダー取引を有罪とすることが確立された。

近年では最高裁はこれまでの古典的理論では対応できない企業の外部者の事案に対して、不正流用理論（misappropriation theory）を用いて、インサイダー取引を有罪としている⁽¹⁵⁾。ある者が情報源に対して有する義務に違反して、秘密の未公開情報を不正に流用して証券取引を行った場合、証券取引所法第 10 条 b 項の証券取引に関連する（in connection with）詐欺に該当するとされている。

これらのいずれの判例理論によっても、重要な未公開情報を証券を取引する他者に内報した者（tipper）も、当該情報に基づき取引を行った内報受領者（tippee）も有罪とされる⁽¹⁶⁾。

SEC はこれらの判例理論に基づき、インサイダー取引を摘発している。

(7) 最近のインサイダー取引事案については、Securities and Exchange Commission, “Spotlight on Insider Trading.” 〈<http://www.sec.gov/spotlight/insidertrading.shtml>〉参照。

(8) Securities Exchange Act of 1934.

(9) 17 C.F.R. § 240.10b-5 Employment of manipulative and deceptive devices.

(10) 18 U.S.C. § 1341 Frauds and swindles.

(11) 18 U.S.C. § 1343 Fraud by wire, radio, or television.

(12) インサイダー取引を巡る判例理論の詳細については、Donna M. Nagy, “Insider Trading and the Gradual Demise of Fiduciary Principles,” *Iowa Law Review*, Vol. 94, 2009, pp.1315-1379. 〈http://www.law.uiowa.edu/journals/ilr/Issue%20PDFs/ILR_94-4_Nagy.pdf〉; 萬澤陽子『アメリカのインサイダー取引と法』弘文堂, 2011; 梅津昭彦「アメリカ法におけるインサイダー取引規制の基礎理論の展開」吉原和志・山本哲生編『関俊彦先生古稀記念 変革期の企業法』商事法務, 2011, pp.525-568. 参照。

(13) *Chiarella v. United States*, 445 U.S. 222, 228 (1980).

(14) *Chiarella v. United States*, 445 U.S. 222 (1980); *Dirks v. SEC*, 463 U.S. 646 (1983).

(15) *United States v. O'Hagan*, 521 U.S. 642, 653 (1997).

(16) *Dirks v. SEC*, 463 U.S. 660-662.

連邦議会では、これまでもインサイダー取引を条文上で明確に禁止するべきか否かが議論されたことはあった。例えば、インサイダー取引への罰則規定を強化した1984年インサイダー取引制裁法⁽¹⁷⁾や、1988年インサイダー取引及び証券詐欺（規制）執行法⁽¹⁸⁾の審議過程においては、非常に多くの古典的なインサイダー取引については、既に判例でそのガイドラインが確立しており、明文で法定するとインサイダー取引の規制対象範囲を狭めることになりかねず、また、かえって法の抜け穴を狙ったインサイダー取引を誘発しかねないという議論があり、明文による条文化は見送られた⁽¹⁹⁾。

既存のこれらの規定や判例は、連邦議会議員や議会職員等によるインサイダー取引にも適用され、SECによる摘発は可能とされているが、これまで連邦議会議員がインサイダー取引によって摘発された事例や判例はない⁽²⁰⁾。実際の立件には、後述する憲法の規定との関係など、様々な困難が存在することが指摘されている⁽²¹⁾。

連邦議会議員を含む連邦公務員については、政府倫理規程第8節でも、職務上の地位に基づき秘密に入手した情報を私的利益を図る目的で利用してはならないと定められている⁽²²⁾。また、

下院の倫理マニュアルでは、議員はその公職である地位を私的利益を図る目的で利用してはならないとしている⁽²³⁾。

2 法案の課題と論点

STOCK法案に関する従来からの議論と、第112議会における両院の公聴会などの審議過程で指摘された主要な課題や論点は、次のとおりである。

(1) 新規の立法の必要性

現行法でも連邦議会議員のインサイダー取引は違法であり、あえて、新規にこれを明文化する立法が必要か。また、議員のみに適用される特別の立法が必要なのか。一般国民とは別に議員のみに適用される特別の立法をすると、規制の平等性や統一性、一貫性を損なうのではないかと⁽²⁴⁾との点が指摘された。これに対しては、従来判例では不明確な部分もあり実際に議員を取り締まるのは、連邦憲法上政治活動の自由が保障されている点など困難な面もあることから、新規の立法は有効であるとの見解が示された⁽²⁵⁾。

インサイダー取引について、明確に条文で定義してこれを禁止するべきかという点について

(17) Insider Trading Sanctions Act of 1984, P.L.98-376.

(18) Insider Trading and Securities Fraud Enforcement Act of 1988, P.L.100-704.

(19) *Committee Report*, H. R. Rep. No. 100-910, U.S. House of Representatives, 1988, p.11. 参照。いずれの法律でも、インサイダー取引に対する制裁が強化された。

(20) Robert Khuzami, "Testimony on H.R. 1148, the Stop Trading on Congressional Knowledge Act Before the Committee on Financial Services of the U.S. House of Representatives," December 6, 2011, pp.5-7. <<http://financialservices.house.gov/uploadedfiles/120611khuzami.pdf>>

(21) *ibid.*; Stephen M. Bainbridge, "Insider Trading Inside the Beltway," *Journal of Corporate Law*, Vol. 36, 2011, pp.281-307. <<http://www.uiowa.edu/~lawjcl/articles/volume%2036-2/Bainbridge.pdf>>

(22) Code of Ethics for Government Service, paragraph 8, H.R. Con. Res. 175, 85th Congress.

(23) Committee on Standards of Official Conduct, *House Ethics Manual*, 2008 Edition, pp.186-188. <http://ethics.house.gov/sites/ethics.house.gov/files/documents/2008_House_Ethics_Manual.pdf>

(24) Donna M. Nagy, "Hearing on H.R. 1148, the Stop Trading on Congressional Knowledge Act Before the United States House of Representatives Committee on Financial Services," December 6, 2011, pp.10-11. <<http://financialservices.house.gov/uploadedfiles/120611nagy.pdf>>

(25) John C. Coffee, "Insider Trading and Congressional Accountability : Testimony at a Hearing before the Senate Committee on Homeland Security and Government Affairs," December 1, 2011, p.1. <<http://www.hsgac.senate.gov/hearings/insider-trading-and-congressional-accountability>> より。

は、SEC 規則 10b-5 やこれまでの判例でも規定が不十分な部分が残し、明確な定義が必要との見解も示されたが⁽²⁶⁾、第 112 議会の審議においても条文化は再度見送られた。

議会両院の議事規則など、議会内部の倫理規定を強化することによって対応すべきか、法律によって規制すべきかも論点であった。議事規則による場合は、実施主体は議会両院の倫理委員会となるが、法律や SEC 規則による場合は、実施主体は SEC となる。インサイダー取引については SEC に長年の規制の経験が蓄積されていること、議会両院の倫理委員会による規制では実効性に課題があることから、専門家からは法律による規制が支持された⁽²⁷⁾。

(2) 連邦憲法上の議員の発言や討論における免責との関係

連邦憲法第 1 条第 6 節は、「議員は、議院における発言若しくは討議について、院外において責任を問われない」と定めている。議員がその職務を遂行する際に知り得た情報で行ったインサイダー取引を処罰することは、この条項に抵触するのではないかとの懸念も一般に存在する⁽²⁸⁾。

これに対して、議員の発言の免責は、議員のあらゆる活動に及ぶものではなく、過去の判例から正当な立法活動については免責される⁽²⁹⁾が、その他の活動に関しては一律に免責されるものではないこと、インサイダー取引規制については、憲法の条項と抵触するとは考えられず、このような立法を妨げるものではないと主張された⁽³⁰⁾。

他方、議会外の SEC のような機関が、議員の議会内での活動に関して、インサイダー取引規制法の実施に関与することに対しては、この憲法の規定との関係で困難を生じる可能性がある点も指摘された⁽³¹⁾。

また判例によれば、重要な未公開情報を証券を取引する他者に内報することも、このような情報に基づき内報受領者が取引することも違法とされ、議員や議会職員等についても違法となるとされている⁽³²⁾。STOCK 法案には、議員や議会職員等が、私的利益を図る目的で、重要な未公開情報を外部の第三者に伝える (tip) ことを明確に禁止する規定が存在していない点が課題として指摘された⁽³³⁾。内報について議員を摘発する際にも、この憲法上の規定との関係で困難があることも指摘された⁽³⁴⁾。

(26) Donna M. Nagy, "Hearing on Insider Trading and Congressional Accountability before the United States Senate Committee on Homeland Security and Government Affairs," December 1, 2011, pp.8-11. <<http://www.hsgac.senate.gov/hearings/insider-trading-and-congressional-accountability>> より。

(27) Bainbridge, *op.cit.* (21), pp.302-304.

(28) Melanie Sloan, "Testimony of Melanie Sloan Senate Committee on Homeland Security and Government Affairs," December 1, 2011, pp.4-6. <<http://www.hsgac.senate.gov/hearings/insider-trading-and-congressional-accountability>> より、参照。

(29) *Dombrowski v Estland*, 387 U.S. 82, 85 (1967).

(30) Matthew Barbabella et al., "Insider Trading in Congress: The Need for Regulation," *Yale Law School Student Scholarship Papers*, Paper 81, 2009. <http://digitalcommons.law.yale.edu/student_papers/81>

(31) Jack Maskell, "Testimony on H.R. 1148, the Stop Trading on Congressional Knowledge Act Before the Committee on Financial Services of the U.S. House of Representatives," December 6, 2011, pp.2-3. <<http://financialservices.house.gov/uploadedfiles/120611maskell.pdf>>

(32) *Dirks v. SEC*, 463 U.S. 660-662; *Khuzami*, *op. cit.* (20)参照。

(33) Nagy, *op.cit.* (26), p.11; Donald C. Langevoort, "Hearing on Insider Trading and Congressional Accountability before the United States Senate Committee on Homeland Security and Government Affairs," December 1, 2011, p.11. <<http://www.hsgac.senate.gov/hearings/insider-trading-and-congressional-accountability>> より。

(34) *Khuzami*, *op.cit.* (20), pp.7-8.

(3) 政治情報コンサルタントの規制

上院通過法案には、1995年ロビイング公開法⁽³⁵⁾を改正して、政治情報コンサルタント (political intelligence consultant) についても、ロビイストと同様に登録や報告の義務を課し、収入、支出、活動などの詳細を四半期ごとに連邦議会の両院に提出しなければならないとする条項が含まれていたが、下院の審議で削除され、成立した STOCK 法では、政治情報コンサルタントの規制に関する報告書の作成のみが規定された。政治情報コンサルタントとは、議員や議会職員等、政府高官と直接接触して立法関連情報や行政情報を収集し、企業や投資家等に売却等をする者である。

近年政治情報コンサルタントの規模や活動が非常に活発になっていることから、ロビイストと同様の規制を支持する声⁽³⁶⁾がある一方で、STOCK 法案での政治情報コンサルタントの定義のあいまいさの課題や、議員活動の制限、議員への自由な接触の制限につながりかねないという懸念も表明された。

II STOCK 法の概要

STOCK 法⁽³⁷⁾は、全 19 条で構成されている。連邦議会議員、議会職員等に対するインサイダー取引の禁止に加えて、1978 年政府倫理法⁽³⁸⁾を改正し、金融取引の即時の報告などの規定の強化が定められた。また、同法では、従来、連邦議会議員、立法府、行政府の幹部で一定の給与以上の者は、毎年資産公開報告書を提出しな

ければならないとされ、これらの報告書は、各機関の倫理局等で閲覧又は複写が可能であったものを、インターネット上でも検索やソート、ダウンロードが行えるように改正された。

主要な条項の概要は、次のとおりである。

第 3 条 私的利益のための未公開情報利用の禁止

連邦議会各議院の倫理委員会は、議員や議会職員に対する、職務上の地位に基づき又は公務の遂行に伴い入手した未公開情報を私的利益を図る手段として利用してはならないことを明確にし、利益相反行為や贈与等に関する規則を含む各議院の議事規則を詳細に解釈する指針を作成しなければならない。

第 4 条 インサイダー取引の禁止

1934 年証券取引所法第 10 条 b 項及び規則 10b-5 等の証券関係法の規定に基づくインサイダー取引禁止の対象から、連邦議会議員及び議会職員を除外してはならない。

1934 年証券取引所法第 21A 条 (合衆国法典第 15 編第 78u-1 条)⁽³⁹⁾を改正し、連邦議会議員及び議会職員は、その職務上の地位に基づき又は公務の遂行の際に入手した重要な未公開情報について、連邦議会、合衆国とその市民に対する信任と信頼 (trust and confidence) の関係から生じる義務を負う旨を定める規定を追加する。

第 5 条 商品取引所法の改正

商品取引所法第 4c 条 a 項 (合衆国法典第 7

(35) Lobbying Disclosure Act of 1995.

(36) Louise M. Slaughter, "Statement of the Honorable Louise M. Slaughter Before the House Committee on Financial Services," December 6, 2011. (<http://financialservices.house.gov/uploadedfiles/120611slaughter.pdf>)

(37) Stop Trading on Congressional Knowledge Act of 2012. (<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-112publ105/pdf/PLAW-112publ105.pdf>)

(38) Ethics in Government Act of 1978.

(39) インサイダー取引に対する民事罰に関する規定

編第 6c 条 a 項) を改正して、従来の行政府の職員に加えて、連邦議会議員及び議会職員、司法府の職員が、私的利益を図る目的で、商品の売買及び先物取引等のために、未公開情報を利用し、伝え、又は盗むことを禁止する。

第 6 条 金融取引の即時の報告

1978 年政府倫理法第 103 条 (合衆国法典第 5 編付属第 103 条) を改正して、1,000 ドルを超える株式・債券等の売買等の取引については、資産公開報告書を提出しなければならない連邦議会議員、議会職員、大統領、副大統領、政治任用者等の幹部公務員は、取引の通知を受けてから 30 日以内、取引から 45 日以内に、報告書を提出しなければならないとする。

政府倫理法の規定ではこれまでも年次資産公開報告書で、資産公開をしなければならない本人に加えて配偶者、扶養している子どもの 1,000 ドルを超える株式・債券等の売買等の取引を報告しなければならないと定めていたが、これに加えて取引ごとに報告書を提出しなければならないことが規定された。

第 7 条 政治情報活動に関する報告書

会計検査院長は、議会調査局 (CRS) と協議の上、法律成立後 12 月以内に、金融市場における政治情報の役割について報告書を作成し、連邦議会上院の国土安全保障・政府問題委員会、下院の行政監視・政府改革委員会及び司法委員会に提出しなければならない。

報告書には、政治情報売却の実態及び投資家が政治情報に頼っている範囲、政治情報の売却の金融市場への影響、政治情報として売却される情報のうち未公開情報とみられる範囲、政治情報の売却をめぐる法的及び倫理的問題、政治

情報活動に係わる者を登録制として報告義務を課した場合の利点、報告義務を課した場合の法的な及び実際的な課題等を記載しなければならない。

ここで「政治情報」とは、行政府の職員、連邦議会議員又は議会職員と直接に接触することによって得られる情報で、当該情報を投資判断に利用する顧客に対して対価を得て提供されるものをいう。

第 8 条 連邦議会議員及び議会職員の資産公開報告書の報告及び公開

2012 年 8 月 31 日⁽⁴⁰⁾までに、上院の事務局長、警備局長、下院の事務局長は、2012 年及びそれ以降の連邦議会議員、議員候補者及び議会職員が 1978 年政府倫理法第 1 編に基づいて提出する資産公開報告書を、各議院の公式なウェブサイトで提出後 30 日以内に一般に公開しなければならない。

従来、政府倫理法第 101 条 g 項で資産公開報告書の提出期間の合理的な延長が認められていたが、この延長の通知書も電子的な方法により提供しなければならない。

各議院の事務局長等は、この法律の成立から 18 か月以内に、1978 年政府倫理法第 1 編第 103 条 h 項(1)(A)に基づいて提出された報告書の電子的提出並びに、議員等の資産公開報告書及び 1978 年政府倫理法第 103 条 1 項に基づいて提出される取引報告書を一般の利用に供するデータベースを構築して、各議院のウェブサイト上で維持し、市民が報告書のデータの検索、ソート、ダウンロードを行えるようにしなければならない。

利用可能となる報告書に記載されるデータの検索又はソートには、ログイン手続は不要とす

(40) STOCK 法成立後に、この期日を延期する法律が成立し、2012 年 12 月 8 日まで延長された (P.L.112-178)。但し、大統領、副大統領、連邦議会議員、連邦議会議員候補者等が提出した資産公開報告書は、この期日の延長の対象とはならないとされた。

る。報告書に含まれるデータをダウンロードする場合には、利用者の氏名を入力するログイン手続によるものとする。

1978年政府倫理法第105条b項(1)の規定に基づき、連邦議会上院及び下院の公式ウェブサイトにおける電子的提供は、一般向けのデータ入手要件に適合するとみなすことができるものでなければならない。

1978年政府倫理法又は上院議事規則により資産公開報告書を上院事務局長又は下院事務局長に提出しなければならない者は、上院の事務局長、警備局長、下院の事務局長が開発するシステムにより、電子的に提出しなければならない。

提出された報告書は上院事務局長又は下院事務局長が保管し、連邦議会議員の場合は議員の辞職後6年間、一般に提供する。その他の報告書については、提出後6年間一般に提供する。この期間経過後は、原則として報告書を廃棄する。

第9条 その他の連邦公務員

政府倫理局は行政府の職員向けに、職務上の地位に基づき又は公務の遂行に伴い入手した重要な未公開情報を、私的利益を図る手段として利用してはならない点等を明確にし、かつ、行政府職員倫理規範を含む連邦の倫理法規及び規則を詳細に解釈する指針を作成しなければならない。

合衆国司法会議 (U.S. Judicial Conference) は、連邦判事及び司法府の職員向けに、同種の指針を作成しなければならない。

1934年証券取引所法第10条b項及び規則10b-5を含む証券関係法の規定に基づくインサイダー取引禁止の対象から、行政府の職員や司法府の判事及び職員を除外してはならない。

1934年証券取引所法第21A条(合衆国法典第15編第78u-1条)を改正し、行政府の職員、判事、司法府の職員は、その職務上の地位に基

づき又は公務の遂行に伴い入手した重要な未公開情報について、合衆国政府とその市民に対する信任と信頼の関係から生じる義務を負っているとする項を追加する。

行政府の職員とは、合衆国法典第5編第2105条に規定する職員をいい、大統領、副大統領、郵便職員を含む。司法府の職員とは、1978年政府倫理法第109条第8項(合衆国法典第5編付録第109条第8項)に規定する職員をいう。

第10条 解釈規則

この法律の規定、この法律により改正された規定及び、この法律第3条及び第9条に基づく指針は、証券法及び商品取引所法の解釈を制限し、又は証券取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない。また、連邦議会議員、立法府、行政府、司法府の職員等の職務権限及び義務等を制限するものと解釈してはならない。

第11条 行政府の報告

2012年8月31日⁽⁴¹⁾までに、大統領は、2012年以降に行政府の職員が1978年政府倫理法第1編(合衆国法典第5編付録第101条等)に基づいて提出する資産公開報告書について、各行政府の公式なウェブサイトで提出後30日以内に一般に公開しなければならない。

1978年政府倫理法第103条1項に基づく取引報告書については、同条に規定する日までに提出しなければならない。

大統領は、この法律の成立から18か月以内に、政府倫理局長に命じて、次の事項を可能とするシステムを開発しなければならない。

- ・ 1978年政府倫理法第103条(合衆国法典第5編付録第103条等)に基づく取引報告書の電子的な提出

(41) 同上

- ・ 行政府の職員が、1978 年政府倫理法第 1 編第 101 条（合衆国法典第 5 編付属第 101 条等）に基づいて提出する資産公開報告書や、1978 年政府倫理法第 103 条 1 項に基づいて提出する取引報告書の一般提供のためのデータベース

当該データベースを政府倫理局の公式のウェブサイト上で維持し、市民が資産公開報告書等のデータの検索、ソート、ダウンロードを行えるようにしなければならない。

この項により提供される報告書に記載されるデータの検索又はソートには、ログイン手続は不要とする。報告書に含まれるデータをダウンロードする場合には、利用者の氏名を入力するログイン手続によるものとする。

1978 年政府倫理法第 1 編に基づき資産公開報告書を提出しなければならない行政府の職員は、その者を監督する倫理局に電子的な方法により提出しなければならない。

第12条 新規公開株式への参加

1934 年証券取引所法 21A 条（合衆国法典第 15 編第 78u-1 条）を改正し、1978 年政府倫理法第 101 条 f 項により資産公開報告書を提出しなければならない者は、新規公開株式（IPO）を一般の人が広く利用可能な方法以外の方法で購入してはならないとする。

第13条 住宅ローン公開義務

従来投資用ではない居住用の 10,000 ドル以上の自宅の住宅ローン（mortgage）については、負債として資産公開報告書に記載する必要が免除されていたが、政府倫理法第 102 条 a 項第 4 節 A（合衆国法典第 5 編付属第 102 条 a 項第 4 節 A）の規定を改正し、大統領、副大統領、連邦議会議員、政治任用された幹部職員等につい

ては、記載を免除しない。

第14条 取引報告義務

1978 年政府倫理法第 103 条の即時の報告義務は、広く保有されている投資基金（投資信託、年金等）については、公開で売買され、基金の資産が広く分散され、報告者が基金の金融利益に支配力を行使せず行使する能力も持たない場合には、免除される。

第15条 他の公選による公職及び刑法犯への適用

従来から、連邦議会議員が在職中に犯した汚職罪で有罪となった場合は、議員としての年金受給資格（creditable service）を失うと規定されてきた。これを議員の在職中だけでなく、大統領、副大統領その他州又は地方政府の公選による公職の在職中に汚職により有罪が確定した場合にも拡大する。

また、議員としての年金受給資格を失う犯罪の種類も、選挙での買収など大幅に拡大する。

第16条 ファニーメイ、フレディマック幹部のボーナスの制限

ファニーメイ⁽⁴²⁾、フレディマック⁽⁴³⁾の上級幹部は、この法律の成立後これらの機関が政府の財産管理の下（conservatorship）にある間、賞与を受け取ってはならない。

第17条 離職後の就職先の交渉の制限

政府倫理法第 101 条（合衆国法典第 5 編付属第 101 条）に基づき資産公開報告書を提出しなければならない者は、将来の民間企業への就職の交渉や就職・報酬に関する同意について、終了から 3 日以内に、その者を監督する倫理局に対し交渉等の相手方の民間企業名を記載して書

(42) Federal National Mortgage Association, 連邦住宅抵当公庫

(43) Federal Home Loan Mortgage Corporation, 連邦住宅金融抵当公庫

面で報告しない限り、直接このような交渉又は同意を行ってはならない。

報告書を提出した者に利益相反関係が生じる場合又は利益相反関係が生じていると認められる場合には、自ら回避し、回避についてその者を監督する倫理局に通知しなければならない。また、当該回避を行った者は、回避に関する文書を倫理局に提出しなければならない。

従来、議事規則ではこのような報告について、連邦議会議員及び一部の幹部職員のみを対象としていたが、この規定により対象者の範囲が拡大された。

第18条 立法府及び行政府の幹部職員その他の職員による民間の雇用決定に対する違法な影響力行使

合衆国法典第18編第227条⁽⁴⁴⁾を改正し、従来の連邦議会議員及び立法府の職員に加えて、行政府の幹部及び職員が、民間団体等の雇用の決定に関して、党派的な所属に基づいて決定をするように影響力を不法に行使することを禁止する。

おわりに

連邦議会議員のインサイダー取引は、長年の課題とされてきた問題である。この法律には、さまざまな課題も指摘されているが、今回、禁止が明文化されたことや金融取引に関する公開規定が強化されたことで、この法律がどのように実効性を発揮するか、今後とも注目されよう。

STOCK法の成立を受けて、連邦議会下院及び上院のウェブサイト⁽⁴⁵⁾では、資産公開報告書の公開が開始されている。アメリカでの公開事例は、我が国の資産等公開報告書の利用や公開の在り方を考える上でも参考となる。

参考文献

- ・ Maskell, Jack. "The STOCK Act, Insider Trading, and Public Financial Reporting by Federal Officials," *CRS Report for Congress*, April 19, 2012. <<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42495.pdf>>
- ・ Nagy, Donna M. "Insider Trading, Congressional Officials, and Duties of Entrustment," *Boston University Law Review*, Vol. 91, 2011, pp.1105-1163. <<http://www.bu.edu/law/central/jd/organizations/journals/bulr/documents/NAGY.pdf>>
- ・ マーク・I・スタインバーグ（小川宏幸訳）『アメリカ証券法』レクシスネクシス・ジャパン, 2008.

(ひろせ じゅんこ)

(44) 連邦議会議員や立法府、行政府の職員による民間の雇用決定に対する違法な影響力行使に関する規定

(45) Office of the Clerk, U.S. House of Representatives, Financial Disclosure Reports. <http://clerk.house.gov/public_disc/financial.aspx> ; Office of Public Records, U.S. Senate, Public Disclosure. <http://www.senate.gov/pagelayout/legislative/g_three_sections_with_teasers/lobbyingdisc.htm#lobbyingdisc=fd> より。